

Forward

政治経済学部 1 年 井守健太郎

1 序

2 社会認識

3 理想社会像・問題意識

4 現状分析

5 原因

6 税収を増加させる正統性

7 政策Ⅰ～公的年金等控除の廃止～

8 政策Ⅱ～相続税増税～

9 政策Ⅲ～給与所得控除の制度変更～

10 政策実行可能性について

11 これまでのまとめ

12 将来にわたる社会保障関係費の増加分を考える

13 納税者番号制度の導入

1 序

2012 年度前期研究レジュメにおいて、社会保障の維持を脅かす最大の問題として少子高齢化問題を取り上げ研究を行った。そこで、少子高齢化社会を解消できるまでにはおおよそ 20 年から 30 年近くの年月が必要だという事実を踏まえ、今回のレジュメにおいては今後 20 年から 30 年の間、社会保障制度を維持していくために財政面から制度設計を見直したい。

2 社会認識

第二次世界大戦後、資本主義国においては「福祉国家」への転換が進められた。このとき、グローバル化によって日本に生存権に基づいたナショナルミニマムといった公的扶助の概念が流入した。実際、日本では朝鮮特需を契機とした高度経済成長によって税収が増加したという背景から、公的扶助という側面からは生活保護制度が生まれ、社会保険という側面からは国民皆保険制度が実現した。年金制度についても、国民皆年金制度が実現した。安定した経済成長と、2.0 付近の出生率で人口推移が不変であることが前提のもと、日本は賦課方式の年金制度をとったのである。このように賦課方式を採る日本の社会保障制度は、成立当初から生産年齢人口が高齢者人口を支える制度であった。それゆえに安定した経済成長と人口基盤が前提となる制度なのである。ここでいう安定した人口基盤というのは、1970 年代までは維持されていた、人口が減りも増えもしない人口置換水準をさす。

しかし、安定した人口基盤は崩壊する。この社会背景としては少子高齢化が挙げられる。1970 年代以降、女性が社会進出をすることによって、女性のライフコースに対するニーズが多様化した。結婚・出産にかかわる価値観も従来の義務的な物と捉える価値観から、それらに関しては個人が自由に選択すべきだという価値観へと変わった。また、子どもの価値は従来の労働力としてのものから、家庭において無償の愛を注ぐ存在へと変わり、子ども一人の教育費等への出費も家計で大きな割合を占めるようになった。こうして、日本の家族観は大きく変貌を遂げ、出生率の低下をもたらした。一方で高齢化が進むことで、人口のバランスは崩れた。

また、安定した経済成長も、1973 年のオイルショック以降、これは頭打ちとなった。1990 年代以降は低経済成長率とデフレに悩まされ、未だ改善されていない。これは、若者の所得低下を招いた。このような状況では、賦課方式のもとでは、若者が高齢者を支えるための負担は増す一方であった。

ひるがえって現代社会を見ると、少子高齢化による人口バランスの崩壊と、若者の低所得化による一般会計における歳入減歳出増によって、賦課方式で成立している従来の社会保障財政は収支が崩壊し、大量の赤字国債の発行を行っている。政府は消費税増税や所得税増税によって社会保障財政収支の健全化を図るものの、完全な健全化には至っていない。

3 理想社会像・問題意識

私の理想社会像は「安定した社会」である。ここでいう安定とは、各々が現時点で描くあらゆる人生設計に対して、大きな阻害要因に邪魔されることなく、挑戦できることをさす。そのためには、第一条件として、未来永劫、最低限の衣食住が担保され続けなければならない。続いて、第二条件として、各々の人生設計の基盤となる制度を守っていかなくてはならない。具体的には、年金制度や医療や介護が挙げられる。これらは将来、国からサービスとして享受できる制度として、多くの人々の人生の構想の基盤に組み入れられている制度である。なぜなら、年金制度や医療や介護は、国民が自らの将来のリスクに対して自らのお金を払って投資しているという性質があるからである。第一条件と第二条件を守る制度は一括して、**社会保障制度**と呼ばれている。社会保障制度は万人の人生設計の基盤となる制度であると言える。

しかしながら、今のままでは社会保障制度を維持することは難しい。なぜなら、高齢化社会が進み社会保障制度維持のための歳出が増える一方、一般会計における基礎的財政収支（以後、プライマリーバランスと呼ぶ）が健全化されず、政府債務残高が今のペースで累積し続けることによって、**社会保障財政が将来的に立ち行かなくなってしまうからである**。

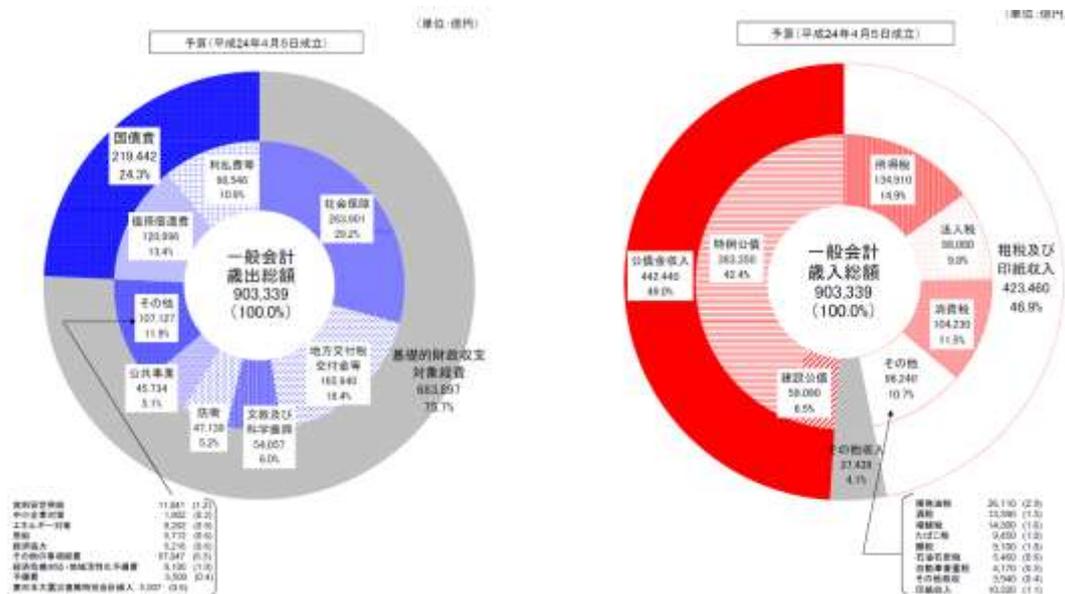
高齢化が進むことで社会保障制度を維持するための給付が増加し、プライマリーバランスが健全化されず政府債務残高が今のペースで累積していくと、国の金融資産 1500 兆円を超えると推計されている 15 年後には、財政破綻が起きてしまう。なぜなら、政府が売却することが出来る、あるいは担保にすることが出来る資産の合計額が金融資産額 1500 兆円なのであり、これを超えれば、借金の返済が不可能になるからである。ここで、学習院大学の鈴木亘教授は、財政破綻が起きた場合、社会保障に対するコストカットが行われると予想している。なぜならば、貿易相手国であるアメリカや中国、東南アジア諸国にとっても日本が経済危機に陥ることは望ましくなく、放置すれば、彼等も大きな被害を受けるからである。ここで同教授は、起こり得るシナリオとして、IMF やアメリカ、中国などが緊急融資を行うとしている。こうなると、IMF やアメリカ、中国などの「外圧」によって、急激な財政改革が迫られる可能性が高いのである。これはすなわち、現行の社会保障制度が維持されなくなってしまうことである。

以上より、私はプライマリーバランスが健全化されず社会保障財政の維持が不可能になってしまうことを問題とする。

4 現状分析

4-1.プライマリーバランスに関する現状分析

図1 一般会計における歳出と歳入



(出典) 財務省：平成24年度 我が国の財政事情

プライマリーバランスとは、過去の債務に関わる元利払い以外の支出と、公債発行などを除いた収入との収支のことを指す。これが健全でない、すなわち赤字であるのが今の日本の一般会計の状況である。この定義にしたがうと、今の日本では、**23兆円**のプライマリーバランスの赤字が存在する。

4-2.社会保障給付費及び関係費の現状分析

この項では、高齢化に伴い歳出が増えている社会保障制度の費用を明示する。社会保障制度を通じて、1年間に国民に給付される金銭またはサービスの合計額をあらわした社会保障給付費は2009年で**99兆8507億円**である¹⁾。

¹⁾ 国立人口問題社会保障研究所『平成21年度社会保障給付費(概要)』より

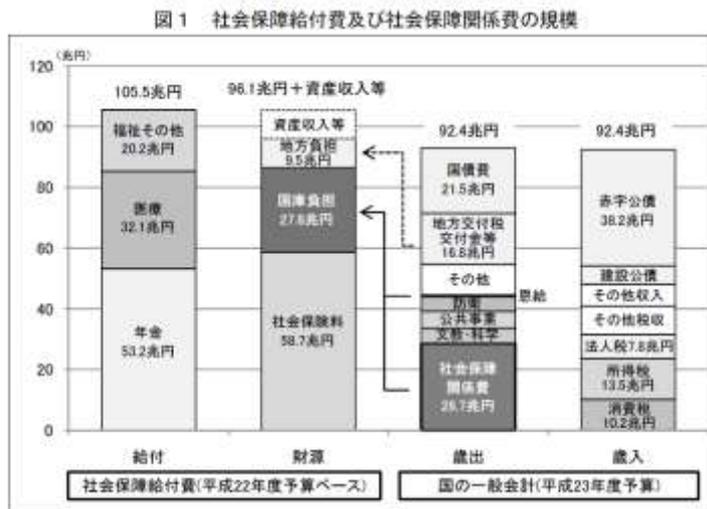
図2 社会保障給付費の推移



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所：平成21年度社会保障給付費

図2にもあるように、社会保障給付費は現在に至るまで年々上昇している。これは冒頭でも述べたように、高齢化社会が進行することによって、高齢者に対する年金、医療、介護の支出が増えたためである。今後も社会保障給付費は上昇し続け、2050年頃には200兆円を超えるという試算が存在する。社会保障給付費の内訳は、年金53兆円、医療32兆円、福祉その他14兆円である。

図3 社会保障給付費及び社会保障関係費の規模



(出典) 財務省：平成24年度我が国の財政事情

図3は、社会保障給付費と社会保障関係費の関係性を明らかにしている。国の歳出92.4兆円のうち、28.7兆円が社会保障関係費で占められている。この内訳は年金医療介護保険給付費が21兆円、社会福祉費が4.4兆円、生活保護費その他が3.3兆円である。そして、

この分配のもと、国庫負担として社会保障給付費の財源となる。社会保障給付費の財源としては、他にも社会保険料が 58.7 兆円存在する。

以上まとめると、社会保障給付費は年々増加しており、そのため国庫負担である社会保障関係費の一般会計における歳出増が生じている。すなわち、高齢化社会に伴い、今後も毎年大規模な額の赤字公債が発行され、政府債務残高は増加するのである。

4-3. 社会保障関係費の将来的な増加の現状分析

この項では、今後も加速度的に進行する高齢化の現状を踏まえ、人口が自然減に向かうまで、どれほど社会保障関係費が必要となるかを明示する。現在の日本は人口の 4 分の 1 程度が 65 歳以上の高齢者である。

図 4 高齢化社会の様相

	実績値	推計値					(千人)
	2010 年	2015 年	2020 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
総人口	128,057	126,597	124,100	116,618	107,276	97,076	86,737
0～14 歳	16,803	15,827	14,568	12,039	10,732	9,387	7,912
15～59 歳	70,995	68,342	66,071	59,498	50,079	43,924	38,479
60～64 歳	10,037	8,476	7,337	8,231	7,787	6,089	5,704
65～69 歳	8,210	9,715	8,155	7,355	8,865	6,627	5,623
70～74 歳	6,963	7,779	9,179	6,711	7,584	7,202	5,656
75 歳以上	14,072	16,458	18,790	22,784	22,230	23,846	23,362

出典：2010 年は総務省「国勢調査」、2015 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

図 4 によると、高齢者人口は今後、いわゆる「団塊の世代」が 65 歳以上となる 2015 年には 3395 万人となり、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年には 3657 万人に達すると見込まれている。その後も高齢者人口は増加を続け、2042 年に 3878 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。

それでは、この高齢化社会を踏まえ、2042 年まで具体的にどれほどの社会保障関係費の増加が見込まれているのであろうか。内閣府「経済財政の中長期予想(平成 24 年版)」によると、2020 年までにプライマリーバランス黒字化のためには 31.5 兆円の新たな財源が必要だと見込まれている。前述したように 2012 年現在、23 兆円のプライマリーバランスの赤字があるので、つまり、年間 1 兆円規模でプライマリーバランス黒字化のための新たな財源が必要だと予想されている(図 5)。

図5 財政再建に必要な財源

財政健全化目標の達成状況 (慎重シナリオ) ([] は対GDP比)

	国+地方		国単独	
	基礎的財政収支	健全化目標の達成状況	基礎的財政収支	健全化目標の達成状況
2013年度	▲161兆円 [▲32%]	PB赤字削減目標(▲32%)が達成される姿	▲174兆円 [▲34%]	PB赤字削減目標(▲24%)が達成される姿
2020年度	▲154兆円 [▲28%]	PB黒字化目標までにはさらなる収支改善が必要	▲161兆円 [▲29%]	PB黒字化目標までにはさらなる収支改善が必要

出典：内閣府「経済財政の中期予想（平成24年度版）」

また、2013年から高齢者人口が自然減に向かう2042年まで29年の期間が存在することを甘味すると、

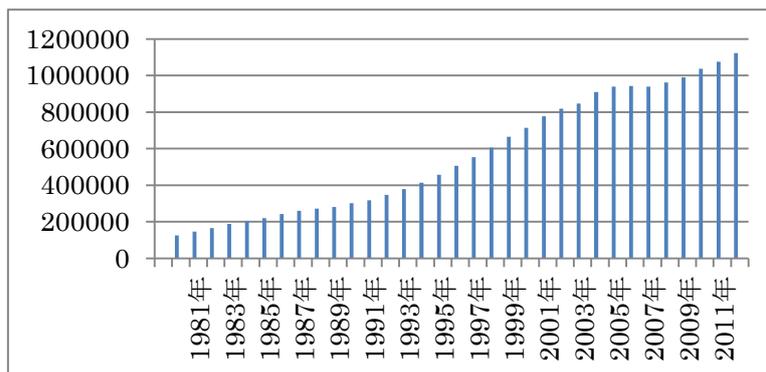
1兆円×29年⇒29兆円

規模の、社会保障関係費の増加が見込まれる。

4-4. 政府債務に関する現状分析

2012年、この残高は1100兆円規模にまで膨れ上がっており、毎年の赤字国債発行額は対GDP比219%に昇っている。この値は、OECD主要国の中で**第1位**の数字となっており、日本の毎年の赤字額の大きさを物語っている。

図6 日本の政府債務残高の推移



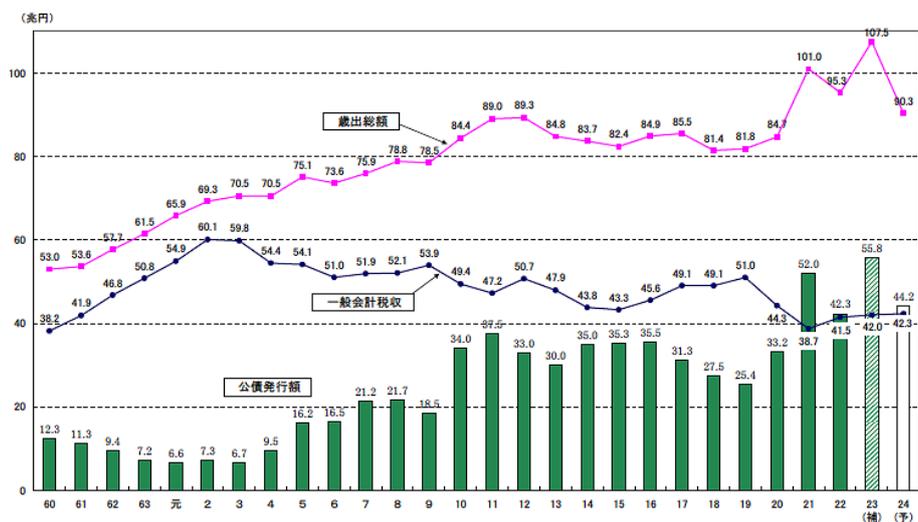
(出典) 日本政府債務残高の推移より筆者作成(左の数字の単位は十億)

4-3 までに示したように、高齢化の進行に伴い社会保障給付費が増加し、同時に社会保障関係費が毎年0.9兆円ずつ増加することにより、赤字国債発行額は加速度的に増加してしまう。金融資産額の1500兆円までには推計であと400兆円しか余裕がないことになり、このままの赤字国債発行額の規模で推移していけば、**15年後**には財政破綻が訪れることとなる。

5 原因

社会保障制度を支える財政基盤が将来にわたって維持できなくなる理由を述べたい。それは、歳出が増加しているにも拘わらず**税金が少なくなっている**からである。

図7 一般会計税金、歳出総額及び公債発行額の推移

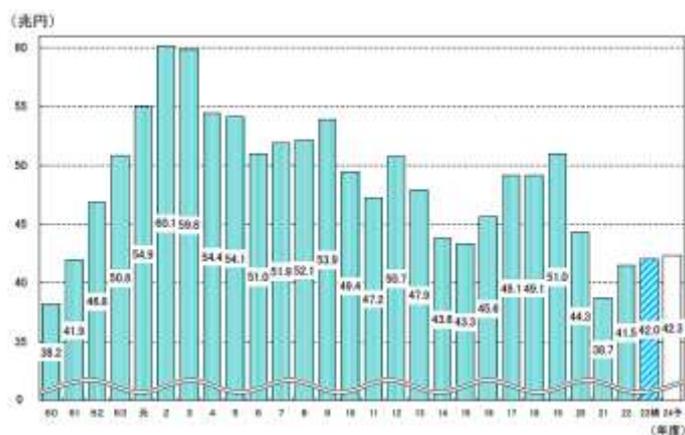


(出典) 財務省 HP : http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/003.htm

閲覧日は2月10日

図7からわかるように、歳出総額は軒並み毎年増加している。一方で一般会計税金は減少しているため、公債発行額は上昇している。ここで、具体的な歳入額のグラフを見て頂きたい(図8)。

図8 一般会計税金の推移



(出典) 財務省 HP : http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.htm

閲覧日は2月10日

このグラフからも明らかなように、日本において税金の額は増えるどころか、変わらない、もしくは減っているというのが現状なのである。つまり、一方的に歳出額が増加する

にも拘わらず、税収が減っていることが財源不足につながり、プライマリーバランスの非健全化と赤字国債の大規模な発行につながると考える。

6 税収を増加させる正統性

原因分析より、政策としては税収を増加させる、という政策を掲げる。この章では、補完的に、税収を増加させることの正統性を明示したい。税収を増加させる正統性は、①日本が国際的水準と照らし合わせ税収が低い②日本型福祉国家が様相を変えつつある、の2点に求めることが出来る。

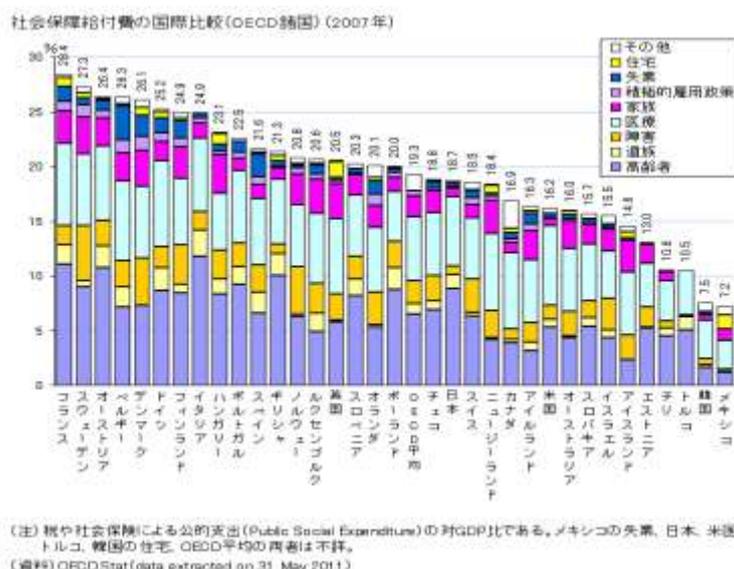
6-1. 国際的水準との比較

日本の税収は他国と比較した場合、少ないと言える。明治大学国際日本学部鈴木研究室の発表によると、日本の対 GDP 比税収額は 26.9%であり、これは OECD 加盟国 34ヶ国の中で 28位の数字である。1位はデンマークで、この数字は 48.1%となっている²。つまり、日本の税収は OECD 加盟国の中で少ない方だと言える。

6-2. 日本型福祉国家の変貌

それでは一体なぜ、日本ほど GDP が高い国の税収の対 GDP 割合が、図 9 で示したように、他国と比較して低くなっているのでしょうか。この背景には日本型福祉国家という考え方が存在する。図 9 に示されている通り、日本の社会保障給付費は対 GDP 比が 18.7%と

図 9 社会保障給付費の国際比較



(出典) 国際日本データランキング：明治大学国際日本学部鈴木研究室

² 国際日本データランキング：明治大学国際日本学部鈴木研究室
[http://www.dataranking.com/table.cgi?LG=j&TP=Totaltaxrevenue\(ofGDP\)&CO=Japan&RG=2&TM=2009](http://www.dataranking.com/table.cgi?LG=j&TP=Totaltaxrevenue(ofGDP)&CO=Japan&RG=2&TM=2009) (閲覧日 2月10日)

なっており、OECD加盟国34カ国中、20位と社会保障レベルは真ん中より少し低い国に属する。つまり、税収が低い分、社会保障水準も先進国と比較するとやや低いというのが現状である。日本の社会保障がヨーロッパ諸国に比べ低水準にとどまっている理由としては、第1に、企業福祉や雇用保障といった会社による保障や、介護のような家族相互の保障といった私的で自発的な社会保障が機能していた点、第2に、公共事業による雇用の保障（欧州の積極的雇用政策に似た雇用確保による生活保障）が1980年代以降には大きな役割を果たしていた点が挙げられる。

つまり、日本は**中福祉・低負担国家**であるが、その中福祉の背景には先述したように、社縁の存在や在宅介護を前提とした考え方が存在する。しかしながら、現在の日本では、非正規雇用者の増加によって社縁は薄れ、また高齢化によって介護負担が家庭に大きな負担となっている。ここで今現在の日本に目を向けると、2000年代初頭に介護保険制度が制定されたり、民主党政権時代に失業者などの困窮者が生活保護を緊急避難的に利用することを認める方針を示したりするなど、私的で自発的な社会支出というものに頼ることのない公的な社会保障の枠組みが目指されつつある。

いわば、日本の社会構造が1990年代以降、従来の社縁・家族といった私的自発的なコミュニティに依存する体制から変化し、社会保障の枠組みを考えていく上で公的な社会支出の増加が必要であるならば、これまでの社縁や家庭内介護を前提とした低負担国家をやめ、**税負担を増加させ中負担国家**にすることは正統性があることであると考えている。

7.政策 I ～公的年金等控除の廃止～

7-1.公的年金等控除の廃止による税収増

社会保障給付費と、国がその一部を国庫負担する社会保障関係費が高齢化によって増加し続けていることは確認した。この原因分析を踏まえて提示される政策はすなわち、**公的年金等控除の廃止**である。公的年金等控除とは、年金給付から差し引くことのできる所得控除である。控除の対象となるのは、公的年金だけではなく厚生年金基金や企業共済年金など広範囲におよぶ。ここでの控除とは**所得税**に対する控除である。この控除を廃止することによって、今後高齢化社会を迎えるにあたって増えていく高齢者からの税収を増加させることができる。

ここでまず、現在の所得税制度について軽く触れておきたい。所得税は超過累進課税方式である。これは、一定額を超えた部分に対して、より高い税率をかけていく税率体系である。現在の税率適用所得区分(ブラケット)は図10のようになっている。

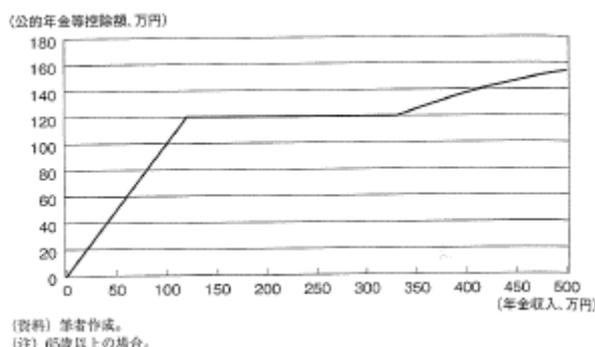
図 10 個人所得課税の税率

課税所得 (万円)	税率 %
超 以下 ~ 195	5
195 ~ 330	10
330 ~ 695	20
695 ~ 900	23
900 ~ 1800	33
1800 ~	40

(出典) 根岸欣司『現代の租税』より筆者作成

公的年金等控除の現行の仕組みにおいては、65歳以上の場合、120万円を最低保障額とし、年金収入が増えるにつれて控除額も増える仕組みとなっている(図 11)。

図 11 公的年金収入ごとの公的年金等控除額



(出典) 西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』p109

ここで仮に年間 200 万円の収入のある独身男性を仮定しよう。ここで、前述したように 120 万円は最低保障額として公的年金等控除が適用され、この男性の課税対象額は 80 万円となる。図 10 より、ブラケットは 195 万円以下の区分であるので、5%の税率が課される。以上より、この男性にはおよそ 4 万円の所得税が課せられるのである。

それでは、公的年金等控除がそれでは一体どれほどの課税ベースが存在し、税金が存在するのか。まず、公的年金等給付額は全体で 49.5 兆円存在する³。そのうち、課税最低限以下、つまり 120 万円以下しか支給されていない人の給付額の合計がおよそ半分の 25.1 兆円となっている。さらに、残りの 24.4 兆円のうち、公的年金等控除によって控除される金額は 11.8 兆円となっている。すなわち、実際の公的年金等受給者に対する所得税の課税ベースは年金給付額 49.5 兆円のうち、たったの 12.6 兆円しか存在しない。それでは、この課税ベースによって、一体何兆円の税金があるのだろうか。

厚生労働省『公的年金加入者等の所得に関する実態調査』によると、公的年金等加入者

³ 国立社会保障・人口問題研究所「2008年社会保障給付費」より

の平均年収は 297 万円となっている。さらに、男女別に分けると、男性の平均年収は 416 万円、女性は 216 万円となっている。この平均所得における課税対象額は男性の場合、図 11 より公的年金等控除額である 140 万円を控除して、276 万円であり、図のブラケットでは税率 10%なので、超過累進課税方式を用いて、

$$276 \text{ 万円} \times 10\% - 195 \text{ 万円} \times 5\% \approx 18 \text{ 万円} \text{---} \textcircled{1}$$

であり、同様に控除額が 120 万円である女性を計算すると、

$$96 \text{ 万円} \times 5\% \approx 5 \text{ 万円} \text{---} \textcircled{2}$$

となる。

ここで、課税対象となっている高齢者の人数を計算するために、120 万円以下の年金収入しかない人々の数を計算したい。そもそも 120 万円以下の年金収入しかない高齢者は課税の対象とならないので、この人数を高齢者の男女別の総数から引けば、課税対象となっている高齢者の人数を求めることができる。内閣府『統計表一覧 政府統計の総合窓口』によると、120 万円以下の年金収入しかない男性は 39%、女性は 87%である。現在の日本において高齢者は男性が 1300 万人、女性が 1700 万人であることから、課税されない人数は

$$\text{男性が、} 1300 \text{ 万人} \times 39\% = \text{約 } 500 \text{ 万人}$$

$$\text{女性が、} 1700 \text{ 万人} \times 87\% = \text{約 } 1400 \text{ 万人}$$

である。すなわち、課税対象となる人数は男性で **800 万人**、女性で **300 万人**と考えられる。

この人数と①②を掛け合わせると、高齢者の男性から得られる所得税は

$$800 \text{ 万人} \times 18 \text{ 万円} \approx 1.4 \text{ 兆円}$$

女性は

$$300 \text{ 万人} \times 5 \text{ 万円} = 0.15 \text{ 兆円}$$

となっている。すなわち、**1.55 兆円**の税収が存在するのである。まとめると、12.6 兆円のうち 1.55 兆円が税として納められている。

以上を踏まえて、掲げる政策は、**最低保障額を残しつつ、公的年金等控除を廃止する**という政策である。つまり、公的年金等収入が 120 万円以下しかない高齢者には今まで通り課税されることはなく、120 万円以上の収入がある人に対して課される所得税にはこれまでの公的年金等控除を適用せず、受け取る公的年金等収入そのものに所得税を課税する。最低保障額を残す理由は、最低保障額は低所得の高齢者の最低限の衣食住を保障しており、これに課税することは高齢者の基本財を脅かすものであると考えるからである。一方、公的年金等控除自体は廃止することで、課税ベースが拡大される。これによって課税されない収入 120 万円以下の高齢者の合計金額 25.1 兆円を除いた **24.4 兆円**が課税ベースとなるのである。これによって、課税ベースが 11.8 兆円から 24.4 兆円のおよそ 2 倍に拡大する。それでは、これによってどれほどの税収増が見込まれるのであろうか。

前述した、高齢者男性の平均公的年金等収入 416 万円、高齢者女性の平均公的年金等収入 216 万円をここでまた用いる。高齢者男性の場合、図 10 のブラケットに照らし合わせて考えると、

416万円×20%－42万7500円≒41万円

高齢者女性の場合、

216万円×10%－9万7500円≒12万円

が新たな納税額となる。これを先程、公的年金等収入120万円以下の人々を除いた高齢者男性800万人、女性300万人をかけてみると

41万円×800万≒3.3兆円

12万円×300万人≒0.4兆円

となり、合わせて**3.7兆円**が新たな税収となる。これから今までの税収1.55兆円を差し引くと、

3.7兆円－1.55兆円＝2.15兆円

を新たに財源として確保することができることが分かった。

7-2.公的年金等控除廃止の理由

公的年金等控除を廃止する理由は、公的年金等控除の存在理由に関わる。公的年金等控除の存在理由は、「**高齢者が通常の場合に比し、担税力が弱いという個人的事情の考慮⁴**」である。それでは、果たして現在の高齢者は本当に担税力が低いのだろうか。図12を見て頂きたい。

図12 高齢者世帯の所得状況

区分	平均所得金額	
	1世帯当たり	1人当たり
高齢者世帯	297万円	193万円
全世帯	548万円	208万円

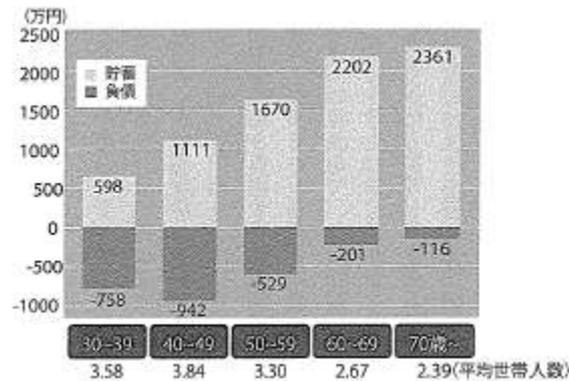
(出典) 森信繁樹『消費税、常識のウソ』p40

この図より、高齢者一人あたりの所得は全世帯平均と比較して15万円しか変わらない。ゆえに、高齢者世帯の担税力が弱いとは言えない⁵。ゆえに、そもそも控除の存在理由は現在に相容れない。また、図13を見て頂きたい。

⁴ 根岸欣司『現代の租税』p198より

⁵ また「個人的事情の考慮」という項目に関しても、最低保障額は残すことにより、個人的事情（低所得等）は政策後も考慮されていると考える

図 13 世帯主の年齢別 1 世帯あたりの貯蓄・負債



(出典) 森信繁樹『消費税、常識のウソ』p40

この図から、60～69歳、70歳以上、の区分においては、貯蓄が負債より圧倒的に多いということが見てとれる。この事実から、公的年金等控除の廃止による公的年金等収入の減少は、高齢者の人生計画を妨げるものではない、と考える。すなわち、私の理想社会像には反しないものとなっている。

以上、一般世帯と比較してもほとんど変わらない担税力を持っていること、さらに人生計画を妨げることがないことから、公的年金等控除の廃止には正当性があると言える。

8. 政策Ⅱ～相続税増税～

8-1. 相続税増税政策

高齢者向けの2つ目の政策として相続税の増税を挙げる。では、具体的に相続税からどう財源を捻出するかを提示したい。政策として、**最低保障課税相続資産を現在の基礎控除5000万円+法定相続人数×1000万円とする。その上で基礎控除を廃止する。**つまり、この最低保障課税相続資産を超える被相続人に対して資産別で課税を行うのである。

以下、本レジュメにおいて設定した相続税率と、それによる税収を見込んだグラフを提示する(図14)。

図 14 現在の相続税件数と新しい税率によって見込める税収

合計課税価格 階級区分	件数		新しい 相続税率	現在の 平均課税価格	平均課税価格×税 率×件数＝ 見込める税収
	件数	累計割合			
	件	%	%	万円	兆円
～1億円	10750	23.1	15%	8383	0.14
～2億円	21783	70.1	30%	13926	0.91
～3億円	6601	84.3	40%	24127	0.64
～5億円	4280	93.5	45%	37916	0.73
～7億円	1369	96.4	50%	58469	0.4
～10億円	842	98.2	50%	82838	0.35
～20億円	639	99.6	60%	134401	0.52
～100億円	168	100.0	65%	293220	0.32
100億円超	6	100.0	70%	1796017	0.075
合計	46438			21765	4

(注) 財務省 相続税の合計課税価格階級別の課税状況等 (平成 21 年分) より筆者作成

具体的に説明したい。例えば妻と子ども 1 人を持つ資産 6000 万円の男性は、最低課税相続資産がこの場合 7000 万円であるので課税されず、7000 万円がそのまま被相続人 2 人に受け継がれる。一方、妻と子ども 2 人を持つ資産 1 億円の男性は、最低課税相続資産がこの場合 8000 万円であるので課税され、相続税率 15%分、すなわち 1500 万円を被相続人は払わなければならない。以上より、相続税の増税によって 4 兆円の税収が見込める。これまで相続税に関してはおよそ 1 兆円の税収があったので、ここで新たな税収としては **3 兆円**が見込まれる。

相続税を増税する理由は、**相続税の税収の割合が他国と比較して低い**ことが挙げられる(図 15)

図 15 主要国の税収比較

区分	税源配分	地方税収入の構成比		州税収入の構成比		国税収入の構成比	
		主な税目	主な税目	主な税目	主な税目		
日本 (注2)	億円 (%) 国税 422,875 (54.2) 地方税 357,323 (45.8) 計 780,198	所得 50.6 消費 18.7 資産等 30.7	個人住民税、事業税 地方消費税、たばこ税、自動車税、軽自動車税 固定資産税、不動産取得税、事業所税、都市計画税	-	-	所得 51.9 消費 42.7 資産等 5.4	所得税、法人税 消費税、酒税、たばこ税 契税法
アメリカ	億ドル (%) 国税 11,631 (47.8) 州税 6,980 (28.7) 地方税 5,732 (23.5) 計 24,344	所得 5.4 消費 21.5 資産等 73.1	小売売上税 契税法	所得 39.7 消費 57.7 資産等 2.6	個人・法人所得税 小売売上税、契税法	所得 90.1 消費 8.1 資産等 1.8	個人・法人所得税 酒税、たばこ税 遺産税、贈与税
イギリス	億ポンド (%) 国税 3,593 (93.4) 地方税 254 (6.6) 計 3,847	所得 0.0 消費 0.0 資産等 100.0	カウシル・タックス(93%)	-	-	所得 51.4 消費 39.3 資産等 9.2	所得税、法人税 契税法
ドイツ	億ユーロ (%) 国税 2,816 (51.9) 州税 1,919 (35.3) 地方税 694 (12.8) 計 5,430	所得 78.2 消費 5.9 資産等 15.9	所得税(州・国・連邦の共同税)、 遺産税(国・州) 付加価値税(州・国・連邦の共同税) 不動産税	所得 50.5 消費 44.6 資産等 4.9	所得税(州・国・連邦の共同税)、 法人税(州・連邦の共同税) 付加価値税(州・国・連邦の共同税) 不動産取得税、契税法	所得 37.2 消費 62.8 資産等 0.0	所得税(州・国・連邦の共同税)、 法人税(州・連邦の共同税) 付加価値税(州・国・連邦の共同税)
フランス	億ユーロ (%) 国税 3,836 (78.4) 地方税 1,054 (21.6) 計 4,890	所得 0.0 消費 21.0 資産等 79.0	自動車税、自動車登録税 酒、不動産税、贈与税、遺産税	(注3)	-	所得 43.5 消費 47.3 資産等 9.2	所得税、法人税 付加価値税 契税法、贈与税
カナダ	億カナダドル (%) 国税 1,895 (45.2) 州税 1,811 (43.2) 地方税 482 (11.5) 計 4,188	所得 0.0 消費 2.2 資産等 97.8	契税法	所得 49.1 消費 40.5 資産等 10.4	個人・法人所得税 小売売上税、不動産売上税 契税法	所得 77.0 消費 23.0 資産等 0.0	個人・法人所得税 契税法、サービス税
スウェーデン	億クローネ (%) 国税 5,677 (52.0) 地方税 5,248 (48.0) 計 10,926	所得 97.4 消費 0.0 資産等 2.6	個人所得税	-	-	所得 -0.1 消費 74.5 資産等 25.6	個人・法人所得税 一般消費税、付加価値税 契税法
オーストラリア	億オーストラリアドル (%) 国税 2,672 (80.2) 州税 545 (16.4) 地方税 116 (3.5) 計 3,333	所得 0.0 消費 0.0 資産等 100.0	遺産税(レイト)	所得 0.0 消費 32.0 資産等 68.0	自動車税、ギャンブル税 契税法	所得 70.0 消費 29.8 資産等 0.2	個人・法人所得税 物品サービス税(GST)

出典：http://www.soumu.go.jp/main_content/000165253.pdf (閲覧日は2月10日)

この図 15 を見て頂ければ分かるように、アメリカやイギリスでは、財産税⁶という形で課税し、またその税収が占める割合は非常に高いものとなっている。日本の相続税と贈与税が、この財産税にあたるものである。以上より、相続税の増税は正統性があることだと考える。

9.政策実行可能性について

以上 2 つの高齢者向けの政策である、公的年金等控除の廃止と相続税増税の 2 つの政策実行可能性に関して述べたい。高齢者に対する内閣府の調査によると、少子高齢化が進む中で、今後の社会保障制度を維持するための方法として、「必要な増税や社会保険料の負担増を積極的に行うべき」が 4.7%、「高齢化に伴う給付費増のために増税などはやむを得ない」が 22.7%、「必要最小限の増税や社会保険料の負担増はやむを得ない」が 13.0%、「社会保障給付の水準が下がってもやむを得ない」が 13.3%、「社会保障の水準を引き下げ、減税や負担を軽減すべき」が 11.2%などとなっている。すなわち、全体の 65%は何らかの形で負担をすること、あるいは給付水準が低下することに賛成している。以上より、政策実

⁶個人または法人の所有する財産の全てを課税対象とする税

行可能性に関して、これは高いと言える。

10.政策Ⅲ～給与所得控除の制度変更～

10-1.給与所得控除の一律 65 万円

もう一つの政策として、**給与所得控除を一律で 65 万円にする政策**を掲げる。給与所得控除は給与収入に対して課される所得税から差し引かれる控除である。給与収入に対する所得税の控除のうち、最も大きいのが、給与所得控除である。給与所得控除は、65 万円を最低保障額とし、給与収入が高くなるほど増える構造となっている。例えば、給与収入 250 万円で給与所得控除額は 93 万円、同様に 500 万円で 154 万円、1000 万円で 220 万円となっている。給与所得控除を一律で 65 万円に設定し、かつ、現在の最低保障額である 65 万円は残しつつ、必要経費を 65 万円に統一し、65 万円を一律で給与所得控除額にすることによって、**8 兆円もの税収を見込める**⁷。

10-2.給与所得控除廃止の正統性

この正統性は**①税理念からの導出②先進国との比較**、の 2 点から求められる。まず①について、給与所得控除が設けられている理由は経費を概算するという目的が存在する。例えば、スーツ、靴、鞆、自己啓発のための書籍代など自腹の経費を概算するものである。しかしながら、人によって仕事にとって必要と思われる経費は異なるので統一するべきという理由から存在することが疑問視されるべきものである。すなわち、所得に拘わらず職種によって使用する経費は様々であり、これを概算するならば一律で概算した方が理にかなうということである。また、②について、給与所得控除と同様の制度は他国にも存在するが、同様に経費を概算するという目的で、ドイツでは 11 万円、フランスでは収入の 10%となっており、日本が先進国と比較してもその額が大きいことは明らかである。このように先進国においては、経費は低く見積もられており、給与に対する所得税の控除額は日本と比較して低く抑えられている。以上 2 点から、控除額を 65 万円に一律で設定することは正統性があると考えられる。

10-3.クロヨン問題

給与所得控除額が累進的であったのには理由がある。それは、**給与所得者を控除の面で優遇しクロヨン問題を是正する**という理由である。クロヨン問題とは、職種によって所得捕捉率が異なることによって、正確な課税が行われていないという問題である。給与から会社が直接所得税額を引き抜くサラリーマン（給与所得者）はそのほとんど（9割）の所得が正確に補足されているのに対し、事業者は 6割、農業従事者は 4割しか所得が補足されていないと言われており、これを俗にその割合比を取ってクロヨン（9・6・4）問題と呼ん

⁷ 西沢和彦『税と社会保障の一体改革』p123 より

でいる。

これはサラリーマン（給与所得者）に税制上の不公平感を与えると同時に、税制度としても「納得」という税理念からかけ離れたものだと言わざるを得ない。そのため、給与所得控除を一律に設定する場合、クロヨン問題の解決も同時に求められることとなる。この解決のための政策は、13章の納税者番号制度の導入項にて検討する。

11.これまでのまとめ

公的年金等控除の廃止、相続税増税、給与所得控除を一律 65 万円に設定することにより、合わせておよそ **13 兆円**の歳入増が見込める。これによりプライマリーバランスを均衡化させるための財源 23 兆円のうち、13 兆円は新たな財源として確保して見込める。加えて、2012 年における野田内閣の増税法案可決により消費税が 10%になったことにより 13.5 兆円の財源が確保される。民主党政権下において目標とされた「社会保障と税の一体改革」においては、

- (1) 社会保障の充実(1%)
- (2) 社会保障の安定化(4%)

の 2 つが目標とされており⁸、すなわち増税によって見込まれる税収のうち **11 兆円**はプライマリーバランス健全化に寄与するものとする⁹。現行の社会保障制度の安定化に充てる 4%の内訳は、基礎年金の国庫負担不足分に 1.1%程度、高齢化に伴う社会保障費の自然増や既存制度の財源確保に 2.6%程度、消費税率引き上げに伴う社会保障支出の増加に 0.3%程度である。

よって、ここまで掲げた政策で補われる 13 兆円と消費税増税分の 11 兆円によって、プライマリーバランスは均衡化されるのである。

12.将来にわたる社会保障関係費の増加を考える

12-1.消費税増税

しかしながら、加速的に進行する高齢化社会のために、新たな財源が必要となる。このうち、これまでの政策によって **1 兆円(24 兆円-23 兆円)**の余剰額が存在するので、現状分析で示した数字を用いると、

29 兆円 - 1 兆円 = 28 兆円

の新たな財源が長期的にはプライマリーバランス均衡化のために必要となる。この財源には、**消費税増税**を用いる。なぜならば、消費税は安定財源¹⁰であり、1%の増税ごとに **2.5**

⁸ <http://www.asyura2.com/12/senkyo125/msg/109.html> より(閲覧日 2月10日)

⁹ もちろん、社会保障の充実を図る 2.5 兆円分も安定に充てられるべきだと考えるが、今レジュメにおいては政策実行性を踏まえ、これは所与のものだと想定する

¹⁰ マストリヒト条約(EU加盟国に財政規律を要請したもの)によってリーマンショック以降ヨーロッパ各国は付加価値税の増税に踏み切ったが、マクロ経済的にみても、四半期デ

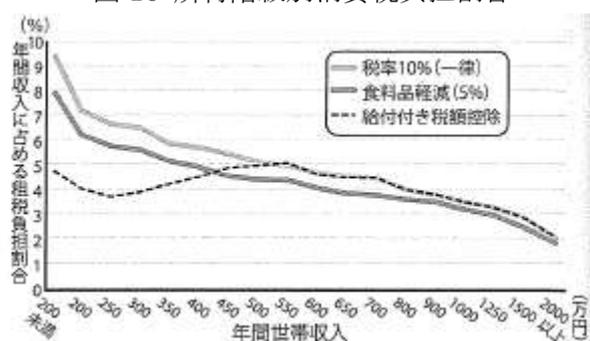
兆円もの税収が見込めるからである。つまり、28兆円を確保するためには、11.2%の増税が必要となり、**2042年までに消費税を21.2%へと増税**する。方法論としては、来年度のみならず中長期的な歳出増を推計し、その期間で収支が均衡するよう消費税を算定し固定するという方法である。これは、年金財政や健康保険料財政で実際にとられている方法である。これにより、赤字公債のこれ以上の発行は阻止されるとともに、財政破綻は未然に防ぐことが可能なのである。

12-2.給付付税額控除の導入

しかしながら、消費税を20%まで増税する場合、低所得者に対する配慮が必要となる。これは俗に、消費税の逆進性と言われている問題である。つまり、低所得者ほど最低限の衣食住にかかる費用の、所得における割合が高くなるという問題である。逆進性を解決するために、**給付付税額控除の導入**を行う。これは低所得者に対し、所得税の課税の際に税の控除を行ったり、控除する税金がない場合には現金の給付を行ったりする政策である。これは消費税を導入している諸外国の多くで導入されている制度である。例えばカナダにおいては、家計の所得が示された家計調査などから低所得者の基礎的生活費を計算する。基礎的生活費とは食料品や最低限の衣料費など、生きていく上で必要となるものの費用を計算したものである。そして、この食料品や衣料の購入のためにかかった消費税額を計算し、これを本人からの申請に基づき審査したうえで本人の口座に振り込むという制度を採用している。つまり、この制度を採用することで、低所得者は食料や衣料購入にかかる消費税を負担しなくて済むということになる。

それでは、日本ではどのような枠組みの制度を取ればよいであろうか。図16を見て頂きたい。

図16 所得階級別消費税負担割合



(出典)「平成21年度全国消費実態調査」より推計

この図16は、「所得300万円以下の家庭に10万円以下を給付し、その後5%の割合で給付額が逡減し、年収500万円以上で休止する」というモデルを想定した場合の逆進性を表したグラフである。点線が、このモデルに沿った給付を行う場合の結果を表すものであり、軽

一たで増税後の民間最終消費支出、実質GDP、消費者物価指数はマイナスの方向に動いていないことから、安定財源といえる(石弘光『増税時代』p138より)

減税率と比較しても逆進性が解消されていることが明らかである。このモデルに際して、10万円という額は、年収300万円以下の低所得世帯における基本財購入のための費用が100万円程度と概算されていることから、これに消費税10%を掛け合わせて導出されたものである。このように、消費税を増税する場合、その税率に合わせて、給付額の変更を随時行っていかなければならない。

ただし、この制度を導入するためには、各世帯の正確な所得が把握されなければならない。現在の制度では、所得の多寡に拘わらず生計を共にする世帯を正確に把握することが困難な状態となっているからである。**現在、行政が把握している世帯とは、複雑かつ分野ごとに異なる世帯の概念がいくつも存在する。**というのも、通常、世帯は住民基本台帳で把握されており、これは居住関係について実態を表す住民票の世帯であるが、それとは異なる世帯の概念が他にも多数存在するのである。例えば、被保険者とその被扶養者を管理する国民健康保険の世帯、配偶者や扶養親族を管理する課税対象としての世帯が挙げられる。このような管理のしかたのため、国民健康保険に加入していない、あるいは非自発的に加入することが出来ない世帯、また課税される所得に満たない世帯については、世帯として管理されておらず世帯の構成員や世帯所得が把握されていない。つまり、**所得の多寡に拘わらず世帯全ての所得を正確に把握するための制度が必要となってくるのである。**この制度については、次の13章で検討する。

12-3. 消費税増税の正統性

前述したように消費税が安定財源であることだけでなく、消費税増税が理想社会像から検討してみても正統性があることを示したい。すなわち、消費税増税は「人生設計を大きく阻害しない」ものである。理由は2点存在する。まず、給付付税額控除による最低限の衣食住の担保、そして増税によって長期的に社会保障財政が健全化されることによってサービスが供給し続けることができるという2つの条件が達成されることは、まさしく人生設計が大きな阻害要因にさらされていないことを示すものである。次に、消費税増税を実際行っている国において、増税時、消費に対して消極的になることがないということが挙げられる。確かに急激な増税は家計に大きな負担を与えかねないが、段階的に消費税を増税していくため、これは人生設計にとって大きな阻害要因となることにはならない。だからこそ、人々は消費に消極的になることがないのである。以上2点より、理想社会像に反しないと考える。

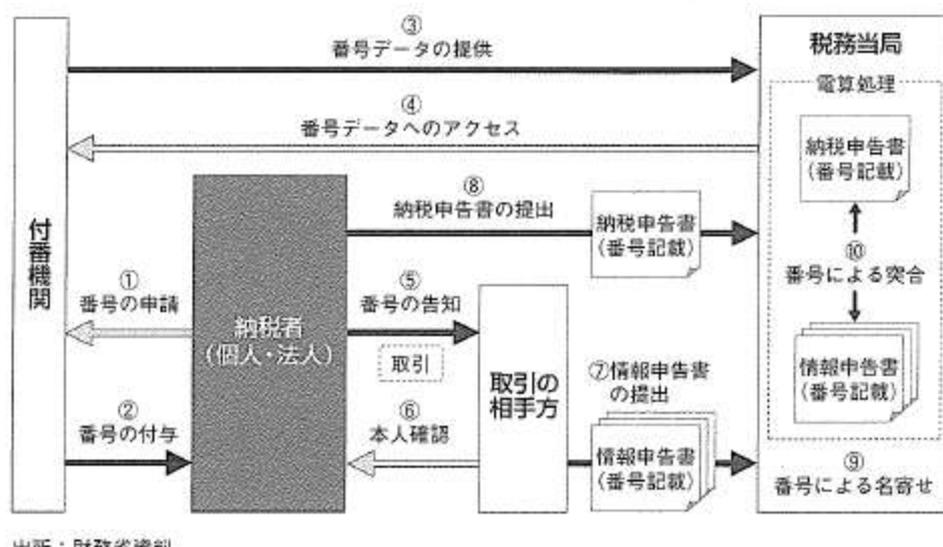
13 納税者番号制度の導入

10章3項で述べたクロヨン問題を解決する場合、給与所得者（サラリーマン）や事業者であろうとも正確に所得を把握することが必要となる。また12章2項で述べた給付付税額控除導入のためには世帯の所得を正確に把握する必要がある。

これらを包括的に解決するために、**納税者番号の導入**を行う。納税者番号制度とは納税

者にそれぞれに異なる番号を付与し、「各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること」と「納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること」を義務づけることにより、納税者から提出される申告書と、取引の相手方から提出される資料情報を、納税者番号に基づいて整理及びマッチングする方式である。つまり、民間を含むあらゆる取引において、納税者が取引の相手方に番号を告知することで、納税者番号が記載された申告書と取引の相手方が提出する法定調書¹¹を税務当局が納税者番号でマッチングすることが可能となるのである。取引の相手方とは、例えば個人事業主が所得を預金する金融機関が挙げられる。具体的に図 17 を見て頂きたい。

図 17 納税者番号制度のイメージ



(出典) 榎並利博『共通番号(国民 ID)のすべて』p134 より

このように、納税者に番号を振り分けることによって、今までとは異なり、納税者の所得情報を正確に把握できるようになる。その原理は次のようなものである。納税者番号制度を導入していない現在の場合、税務当局が納税者から提出される申告書と、法定調書を目で見てマッチングさせ調べない限り取引の正確性を把握することは不可能であった。なぜならば、法定調書には所得税に関するものとして「利子等、配当、収益の配分等に関するもの」をはじめとして計 47 種類の書類があり、資産課税に関するものとして 4 種類など計 52 種類の書類が存在していたからである。これらすべてを目視でマッチングさせることはコストと労力の面で不可能である。実際今も行われていない。これに変えて納税者番号制度を導入することで、このような煩雑な事務処理は一掃され、自動的にマッチングをすることが可能となる。以上が、納税者番号制度の原理である。

これにより、まずクロヨン問題について、例えば金融機関に事業者が所得を預けた場合

¹¹ 納税者が所得税や相続税を納めるために、税務署に提出しなければならない書類

に納税者番号の申告を義務付ければ、その金融機関が税務署に届け出る法定調書とのマッチングを税務署が行うことによって正確な所得が把握できる。このように、クロヨン問題は解消する。次に給付付税額控除について、これも同様の原理によって、低所得者の所得状況を正確に把握し、その所得に応じて給付を行うことが出来る。こうして、クロヨン問題と消費税の逆進性は解消される。

以上

参考 URL

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/004.htm

財務省「公債残高の累増」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/003.htm

財務省「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.htm

財務省「一般会計税収の推移」

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/2798.html>

社会実情データ図録「社会保障給付費の国際比較」

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2010/zenbun/pdf/1s2s_1_5.pdf

「高齢者の姿と取り巻く環境の現状と動向(平成 15 年度)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002exks-att/2r9852000002exm9.pdf>

「公的年金加入者等の所得に関する実態調査結果の概要について(平成 24 年度)」

<http://www.stat.go.jp/data/topics/topi541.htm>

「統計局ホームページ」

<http://www.stat.go.jp/data/topics/topi411.htm>

「統計局ホームページ I 高齢者の人口」

http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h18_sougou/html/2-5syou.html

「平成 18 年度 高齢者の経済生活に関する意識調査結果 (全体版)」

閲覧日はいずれも 2 月 10 日

参考文献

- エスピン・アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』(2001)ミネルヴァ書房
- 高山憲之『年金の教室』(2000)PHP新書
- 岩田規久男『デフレの経済学』(2001)東洋経済新報社
- 岩田規久男『小さな政府を問い直す』(2006)ちくま新書
- 根岸欣司『現代の租税』(2006)白桃書房
- 石井安憲/永田良/若田部昌澄『経済学入門』(2007)東洋経済印刷
- 上野泰也『虚構のインフレ』(2008)東洋経済新報社
- 鈴木亘『財政危機と社会保障』(2010)講談社現代新書
- 藻谷『デフレの正体』(2010)角川書店
- 高橋洋一『日本経済のウソ』(2010)ちくま新書
- ジョン・ロールズ『正義論』(2010)紀伊国屋書店
- 榎並利博『共通番号(国民ID)のすべて』(2010)東洋経済新報社
- 西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』(2011)日本経済新聞出版社
- 盛山和夫『経済成長は不可能なのか-少子化と財政難を克服する条件』(2011)中公新書
- 三木義一『日本の税金 新版』(2012)岩波新書
- 石光弘『増税時代 われわれは、どう向き合うべきか』(2012)ちくま新書
- 森信茂樹『消費税、常識のウソ』(2012)朝日新書
- 菊池正博『日本を滅ぼす消費税増税』(2012)講談社現代新書